

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	殿

第 号  
年 月 日

税務署長  
財務事務官

輸出物品販売場許可の取消通知書  
(一般型・手続委託型輸出物品販売場用)

平成・令和 年 月 日付 第 号により行った消費税法第8条第6項の規定による輸出物品販売場の許可については、下記の理由により取り消しましたから通知します。

(理由) 記

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。



	分は、この通知に係る処分が、国税局の国税調査官の調査に基づいて行われたものである場合にのみ、当該国税調査官の所属する国税局名を記載し、その他の場合には、この文言の全部を抹消する。
--	---

## 6 教示文

「（教示）輸出物品販売場等許可申請の却下・取消通知書」（GKCCJ0）が出力されるため、以下のとおり記載する。

### (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「○○税務署長」（○○は処分の対象となる個人の納税地を管轄する税務署名。）と記載する。

また、「…（提出先は、 国税不服審判所…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

### (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「○○国税局長」（○○は処分の対象となる個人の納税地を管轄する国税局名。）と記載する。

また、「…（提出先は、 国税不服審判所…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

## 7 留意事項

この通知書正本は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。